

法学研究科学生にとって比較法とは ——比較法研究所創立50周年記念に寄せて——

早稲田大学大学院法学研究科長 曾 根 威 彦

早稲田大学比較法研究所は、2008年に創立50周年を迎える。今から20年前、当時の比較法研究所長であった中山和久教授は、比較法研究所創立30周年記念誌上の序文で、「この研究所の30年は、激動する日本と世界の30年でもあった」と述べているが⁽¹⁾、そのことは現在でもそのまま妥当すると言ってよい。21世紀に入り世界はとみに急激な変化を見せているが、法の分野においても例外ではなく、比較法研究所は、海外において変貌を遂げる法制度・法思想を受信し、日本における法状況の変化を海外に向けて発信し続けてきた。比較法研究所は、この半世紀、法の立場からまさに日本の内外の変動を映し出す鏡としての役割を果たしてきたのである。そこで、本稿では、比較法研究所設立目的の一つが「大学における法学教育に資する」点にあることにかんがみ、比較法研究所の創立50周年祝賀をかねて、早稲田大学大学院法学研究科に籍を置く学生にとり比較法学がもつ意味について考えてみることにしたい。

比較法（教育）の目的については、「理論か実際か」ということが言われるが⁽²⁾、後者の実際的目的として論ぜられてきた、諸外国における立法資料の提供による日本の立法作業への寄与、今日のグローバル化時代にお

（1） 中山和久『比較法研究所創立三十周年記念と文論文集』（早稲田大学比較法研究所・1990年）2頁。

（2） 五十嵐清『比較法学の歴史と理論』（一粒社・1977年）226頁以下。

ける EU 法に見られるような法の国際的統一、ひいて国際平和への貢献といった課題は、その認識が重要な研究対象であるとしても、主たる舞台が法律実務・活動そのものにあり、法学研究科学生が直接に取り組まなければならない問題ではない。また、将来、例えば渉外法律実務に就くことを考えている学生にとって、比較法・外国法の研究は実践的意味を持つことになるが、これは現在、実務家養成を設立目的に掲げる法科大学院が担うべき役割である。これに対し、専門の研究者を目指す法学研究科学生にとって重要な意味を持つのは、比較法学の持つ理論的目的である。諸国間における法技術・法文化の比較をその任務とする比較法学は、外国法の理解を媒介として自国法そのもの、したがって日本法を理解する上で不可欠な学問的営みである。「外国法を知らない者は自国法を知らない」(ゼッケル)と語られるが、学生諸君には、比較法研究が他ならぬ日本法制度の長所と短所をあぶり出す作業であることを認識してもらいたいと考えている⁽³⁾。

早稲田大学大学院法学研究科は、実定法学専攻(民事法学専攻・公法学専攻)と基礎法学専攻とに大別されるが、比較法学は、それぞれにおいて大きな役割を担っている。まず、比較法は基礎法学に対して研究に必要な枠組みを与え、考察のための貴重な資料を提供することによって、基礎法学を事実的基礎から遊離した抽象的思弁から救う、という重要な役割を果たしている。しかし、後進的近代国家として、ヨーロッパの法思想・法制度を継受したわが国の実定法解釈にとって、比較法の持つ有用性も軽視することはできない。もっとも、日本と母法国との社会的文化的相違を考慮に入れるならば、外国の法理論・法解釈論の導入が直ちに日本法の解釈方法を規定するというにはならない。むしろ、実定法学における比較法研究の本来の意味は、それによって日本法の狭い枠組みからこれを解放し、視野の拡大を図ることにあると言えよう⁽⁴⁾。実定法解釈学における原

(3) 大木雅夫『比較法講義』(東京大学出版会・1992年)76頁。

(4) 五十嵐・前掲227頁。

則・ドグマの当否を検証し、これを悪しきドグマティズムから解放することこそが実定法学に課せられた比較法研究の最高の目標なのである⁽⁵⁾。

次に、比較法教育において何を教えるべきかを考えた場合、実定法学においては、個々の法領域における外国法、外国文献の講読等が想起され、基礎法学においては、外国法一般、比較法原論、比較・法制度論等が考えられるが、法学研究科の主要な任務である研究者養成という視点から見た場合、今後真に求められてくるのは、外国法に造詣の深い研究者であると同時に、それを越えた本来的な意味での比較法学的研究者の養成ということになるであろう。その点で、毎年、数多くの共同研究、公開講演会、国際シンポジウム等を実施し、また、「比較法学」「比較法研究所叢書」等の出版活動を行ってきた比較法研究所を擁する早稲田大学に集う大学院生にとっては、比較法研究のためのきわめて良好な環境が用意されていると言える。比較法研究所は、これらの活動に直に接することのできる大学院生にこれまでも法学研究を行う上で無限の力を与えてきたし、これからも彼らの学問的営みに向けその推進力として刺激となり励みとなることが期待されている。このような学問的環境に恵まれた法学研究科の中から一人でも多くの比較法学的研究者が巣立ってゆくことを念じて止まない次第である。

(2007年12月)

(5) 大木・前掲77頁。